

鬼北町建設工事請負業者選定要綱の一部を改正する訓令

鬼北町建設工事請負業者選定要綱(平成29年鬼北町訓令第2号)

(傍線の部分は改正部分)

現行	改正後 (案)
<p>(業者の格付)</p> <p>第3条 格付は、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書を提出したものについて行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年愛媛県告示第607号)に規定する格付けを準用するものとする _____。 ただし、<u>準用できない場合は、D等級とする</u>_____。</p>	<p>(業者の格付)</p> <p>第3条 格付は、次に掲げる要件の全てを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書を提出したものについて行うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年愛媛県告示第607号)に規定する格付けを<u>準用するものとし、充用できない場合はD等級とする</u>。 <u>ただし、建築工事については、D等級のものはC等級とみなす。</u></p>